

平成29年度 第5回定例教育委員会 議事録

■ 日 時 平成29年8月28日（月）午後3時00分～午後4時55分

■ 場 所 和東町体験交流センター 会議室

■ 出席委員	教育長	西 本 吉 生
	教育長職務代理者	石 橋 常 男
	委員	北 口 弘 子
	委員	中 井 薫
	委員	大 西 研 介

■ 欠席委員 0人

■ 説明員	教育次長	竹 谷 秀 俊
	学校教育課長	竹 谷 正 則
	生涯学習課長	中 嶋 孝 浩

■ 事務局	教育次長	竹 谷 秀 俊
	学校教育課主事	東 浦 翼

■ 傍聴者数 0人

■ 議事日程

- 日程1 議事録の承認
- 日程2 議事録署名委員の指名
- 日程3 会期の決定
- 日程4 諸般の報告
- 日程5 議案第17号 平成30年度以降使用小学校「特別の教科
道徳」教科用図書採択について
- 日程6 議案第18号 相楽東部広域連合就学援助費交付要綱の一部
を改正する要綱
- 日程7 議案第19号 相楽東部広域連合教育行政点検評価委員の委
嘱について
- 日程8 議案第20号 和東町史編さん委員会規則の制定について
- 議案第21号 和東町史編集委員会規則の制定について
- 日程9 その他

■ 議 事

西本教育長

ただ今から、平成29年度第5回定例教育委員会を開会します。

日程第1、議事録の承認を議題とします。第4回定例教育委員会の議事録は、事前に配布しております。議事録について、ご意見・ご質問等を受けたいと思います。いかがですか。よろしいですか。

(特に無いとの声あり。)

西本教育長

特にご意見・ご質問がございませんので、これを承認することとします。

日程第2、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、石橋委員にお願いします。

日程第3、会期の決定を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

西本教育長

異議なしということですが、したがって本定例会の会期は、本日1日間に決定します。

日程第4、諸般の報告を行います。1番と2番は、私から報告します。

府教育長との懇談会が8月8日午前9時30分から山城教育局で行われました。これは府の教育長が府内の各教育局を回って、市町(組合)教育長と懇談するというもので、毎年取り組んでおるものです。山城の方は10人いますので北と南に分かれています。山城南が8月8日で、出席者は、相楽東部広域連合、木津川市、精華町、井手町、宇治田原町です。この5人に、府の教育次長、管理部長、局長と局次長も出席しております。懇談の内容ですが、今、府教委が言っております教職員の働き方改革です。これについて配布資料で府の教育次長の方から説明があって、それぞれ市町(組合)の取組状況等を交流してきたところです。府の方も組織ができていますから、年度内には一応整理をしてやっていくということです。それが1番です。

2番は、京都府町村教育長会研修会で、先週の木、金に行われました。今年は、担当が井手町教育委員会になっておりまして、まず、井手町の視察研修では、皆さんご存知ですか、井手町応援隊というのが、京都産業大学と提携を結んで、学生、1つのゼミが空き家を借りてそこで「むすび家 ide」という、結びというのは、京都産業大学の名前の由来になっているんですけど、そこへ若者が今、20~30人入れ代わり立ち代わり来ながら、地域の活性化に協力しているという取組です。江戸時代からの築100年の建物を改造してやっているということです。学生も例えば、地域の祭りに出かけたり、たまに新聞に出ています。玉川の草刈りをやっておるとか、あと子どもを集めて寺子屋をやっていると

か、そんな紹介がありました。それから枝垂れ桜の地蔵禅院を見学しました。2日目は、府の西村管理部長から当面する教育課題ということで講義がありました。これもほぼ働き方改革についてです。それから研究協議ですが、これは部落差別解消推進法が出ましたから、いわゆる同和教育、いわゆる部落問題という、部落差別のことやから部落という問題が出てきておるのですが、これについては同和教育が変わっていくのかな、変わらざるを得ないのかな。ただし、国とか府の上の方からそういうのが出てきていますので、今後どうなるのだろうかということです。それから次期学習指導要領の対応ということで、取りあえず時間数の問題です。来年から英語科が移行に入りますから、15時間をどうするかそんなところの報告がありました。1番、2番につきまして質問がありましたら出してください。よろしいですか。

(各委員からよいとの声あり。)

西本教育長

次は、報告「3番、平成29年度全国学力・学習状況調査について」と、「4番、職員の特別（病気）休暇について」を議題として、会議の非公開についてお諮りしたいと思っております。相楽東部広域連合教育委員会会議規則第4条第1項には、会議は公開とすると定められておりますが、同項ただし書きに公開の例外として、個人情報に関することや公開により著しい支障が生じるおそれのあることについては、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができると定められています。3番は、各校の個別情報に関することであり、児童生徒が少人数であることも踏まえ、会議を非公開にしたいと思っております。4番は、人事に関することであり、職員の個人情報でもあることを踏まえ、会議を非公開にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり。)

西本教育長

ご異議がないようですので、3番・4番は非公開とします。

諸般の報告3、平成29年度「全国学力・学習状況調査」について（非公開）

諸般の報告4、職員の特別（病気）休暇について（非公開）

5番、6番を教育次長から報告します。

竹谷教育次長

5番、平成29年度第2回山城教科用図書採択地区協議会が開催されました。本年7月24日の月曜日ですが、山城教科用図書採択地区協議会規定に基づいて山城地区において種目ごとに統一の教科書を採択するための協議が行われました。教育長と石橋教育長職務代理人、私の3名で出席させていただきました。議案第17号の提出理由の中で詳細を説

明ささせていただきたいと思います。以上です。

6番、平成29年度近畿市町村教育委員会研修大会の日程が決まりまして、10月24日火曜日の午後1時からです。場所は、昨年度と同じ和歌山県紀の川市粉河ふるさとセンターになります。出席者につきましては、教育長、教育委員の皆さんと私で予定しております。添付の研修会開催要項でございます。7番の日程で12時半受付となっております。今年度につきましては、講演と実践発表という内容となっております。昨年度はちょっと時間に余裕がありましたので、今年度の集合につきましては、JR加茂駅の西口を9時半で予定させていただけたらと思います。10人乗りの公用車で昨年同様、会場まで行きたいと思っております。大河原駅発9時13分で、笠置駅発9時21分の電車が9時28分に加茂駅に到着します。9時半集合出発ということです。和東町体験交流センターを9時10分に出発したいと思っております。京奈和自動車道を通って行ければと思っております。本日、出欠確認をしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

西本教育長

10月24日の研修会ですが、皆さんご都合よろしいですか。

(各委員からよろしいとの声あり。)

西本教育長

今のところ全員参加ということをお願いします。

続いて7番です。学校教育課長よろしくお願いいたします。

竹谷学校教育課長

諸般の報告の7番、平成29年度中学校「体育大会」及び小学校「運動会」の来賓（観覧）の割振りについてです。中学校体育大会が9月9日土曜日に、小学校運動会が9月30日土曜日に開催されます。委員の皆さまに観覧、出席いただきたいと思っておりますので、割振りについて協議をお願いいたします。なお、平成26年度からの出席者を参考に記載しております。よろしくお願いいたします。

(委員により「来賓（観覧）の割振り」を協議する。)

西本教育長

和東中学校が中井委員、笠置中学校は西本。笠置小学校が北口委員、和東小学校が大西委員、南山城小学校が石橋委員ということで、開会式は本部席に行ってください。来賓として座ってください。私は、毎年のことですが、それぞれの学校に顔を出します。続きまして、いじめ防止等対策委員会の報告です。よろしくお願いいたします。

竹谷学校教育課長

諸般の報告の8番、平成29年度第1回相楽東部広域連合いじめ防止等対策委員会についてです。去る8月22日に平成29年度第1回相楽東部広域連合いじめ防止等対策委員会が南山城村文化会館で開催されました。この委員会は、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、相楽東部広域連合教育委員会の附属機関として設置されたもので、教育委員会の求めに応じ、いじめの防止等に関する重要事項を審議し、これに関し必要と認める事項を教育委員会に提言したり、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に該当するいじめに関し、必要な事項を調査・審議などをする組織で、平成26年度に立ち上げられ、今回で6回目の会議となりました。委員には、教育に関する学識経験者や臨床心理士、警察関係者、弁護士、医師や保護者などの12名の方々に就いていただき、当日は、畿央大学大学院の島 恒夫教授を委員長に選出した後、協議が行われました。会議では、今年度第1回のいじめ調査結果について報告があり、小中学校で第1段階である心身に苦痛を感じるものの認知件数が22件あり、学校現場では個別に聞き取りを行い、状況を把握し、教員を含め関係児童生徒の話し合いや謝罪等を通して、その全ての事象が解消されていると報告がなされました。委員からは、児童生徒数が少ない学校では、繋がりが密な反面、一旦友達関係が崩れると戻りにくく、子ども同士が話し合える機会を作るなど、理解し合える、コミュニケーションを取り易くする取り組みも必要では等の意見が出されました。以上です。

西本教育長

件数を経年ですっと見ていましたら、今回22件で、倍増にはなっているのですが、各学校として、特に変わってどうのこうのというのは確認されていないです。いつも言っていますように、件数が多い少ないだけではないです。よろしいですか。続いて、生涯学習課長、報告をお願いします。

中嶋生涯学習課長

9番、暮らしのデザイン事業「終活セミナー」の実施についてです。開催日時は、平成29年9月23日土曜日午後2時から、笠置町産業振興会館で実施する予定になっております。1つはエンディングノートと言われる遺言書の書き方と活用方法、お金のトラブル等が後々あるというのが社会的な問題になっております。あとお墓の問題、そういったところを色んな形でお話をいただくということで開催するものです。講師は、司法書士のF&Partnersという司法書士法人の方をお招きしております。定員は先着30名です。筆記用具を持ってきていただいて、実際に司法書士さんのお話を聞きながらエンディングノートのような整理事項についてのピックアップなんかをお願いしようと思っております。申し込み期間については、9月4日から22日の金曜日までとなっております。参加費用は無料になっております。

10番、読書活動推進事業といたしまして、今年からブックカフェの事業に取り組んでおりますが、これについては春先にブックカフェ事業としまして、南山城村図書室で開催をいたしました。年2回の開催予定で、第2回を和束町体験交流センターで開催するもの

です。開催日は、9月29日金曜日の午後7時半から9時までの予定です。自分の読んだ本の紹介なんかを踏まえて、読書の談義をしていただくということで、定員は先着10名ということで3町村の中学生以上の方です。申し込み期間は、9月13日から24日ということで、この事業については喜んでご参加いただける方もおられますので定例的に開催するものです。以上です。

西本教育長

報告事項を終わりたいと思います。

日程第5、「議案第17号 平成30年度以降使用小学校「特別の教科 道徳」教科用図書の採択について」を議題とします。会議につきましては、公開することにより著しい支障が生じるおそれがあると考えられるので、会議の非公開についてお諮りしたいと思います。議案第17号に係る会議を非公開にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり。)

西本教育長

ご異議がないようですので、議案第17号に係る会議は非公開とします。教育次長より議案の提出理由及び説明を行います。

竹谷教育次長

議案第17号、平成30年度以降使用小学校「特別の教科 道徳」教科用図書の採択について。上記議案を提出する。平成29年8月28日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。平成30年度以降に使用する小学校「特別の教科 道徳」教科用図書の採択に関しては、本年7月24日に開催された山城教科用図書採択地区協議会において選定した教科用図書を採択致したく承認を求めるものです。めくっていただきまして、平成30年度以降使用小学校「特別の教科 道徳」教科用図書に係る協議結果の通知文でございます。7月24日に山城教科用図書採択地区協議会が開催され、各市町(連合)教育委員会よりそれぞれ2名、計20名の協議の結果でございます。協議の視点としまして3点ございました。1つ目は、管内教員の若年化に伴い、授業の質を担保する上でも、若年教員でも授業で使いやすいかどうかという視点。2つ目は、今日、教育を取り巻く多様な価値観がある中で、公教育として多種多様な意見がより反映されているかどうか、公平性が担保されているかどうかという視点。3つ目が、児童が親しみやすく、扱いやすく、そして主体的・対話的に学習に取り組むことができるかどうかという視点でございます。以上の3点を基に採択委員で協議されました。別途資料をお配りさせていただいております。その資料集の4ページが採択委員さんの名簿です。右の5ページは、4月25日の第1回採択地区協議会からの日程です。4月25日に役員会・第1回の協議会を開催、その後5月24日に採択委員・調査委員の合同会議を開催し、そこで「特別の教科 道徳」の調査日程が決定されました。6ページが、調査員が協議された日程です。計5回の会議

が行われました。7月24日の第2回協議会では、最初に代表調査員から教科用図書調査報告書により報告があり、続いて代表調査員への質疑応答、その後、代表調査員退席後に採択委員で調査員の報告を基に、或いは集約された意見も参考にしながら協議されました。そこで山城地区の教科書1種を選定されたところです。本教育委員会につきましては、これに基づいて提出の理由で申し上げましたように、地区協議会において選定した教科用図書を採択したいということで、これからご協議をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

西本教育長

今、提案理由がありました。それでは質疑を行います。質問等がある方は挙手をお願いします。

大西委員

最近、よく情報モラルとかいじめ問題などをよく言われるのですが、現代的な課題などの取扱いについては、各本、各社どのような状態、どんな感じだったのでしょうか。

西本教育長

情報モラルですね。特に今回、道徳が領域から教科になる1つは、いわゆるいじめ問題が契機になっておるといのはあります。そういう面で各社とも情報モラル、特にいじめですね、情報モラルの中からもいじめに繋がってくるものもありますから、各社とも重点的に取り扱っております。ただ、これらの課題についてはよそ事ではなく、自分自身の問題として考えられるような工夫があるかどうかです。これがポイントとなってくるのではないかなと思っております。そういう視点から見ると、報告書の2の(4)のところ、これを見てもらったら分かるのですが、要は今言いましたように、自分自身の問題、自我教育の一番大事な部分となっておりますけど、この辺りで特に配慮されているかなと思うのが、日文とか学研とか東書ではというふうに私は思っております。

西本教育長

他どうですか。

中井委員

道徳科においては評価が課題となっておりますが、子どもが自らの成長を振り返るための配慮や工夫はどうされているかというのと、以前、道徳科がありましたよね。私たちの何年か前、その頃の評価は忘れたのですが、どのような評価をされていたのか教えていただきたい。

西本教育長

いわゆる領域でやっていた頃ですか。これまではということですか。いわゆる通知表と

か要録には関係ないです。教科になったら、教科ですから評価です。評定はできないけど評価は当然すべきであって、ただし、これまで領域でやっていた頃も指導した以上は、当然、評価はすべきです。子どもがどう変わってきたとか、そのことについて授業がどうであったか。だから子ども自身の心の変容、これを見るのと、指導者の指導の方法とかどうだったか、その辺りについては当然評価をしてきました。ただし、それは、いわゆる指導要録とか通知表等については領域ですからやっておりません。領域は、要するに通知表とかそういうところには、例えば、特活とかはやっておりませんので。今回は、いわゆる教科になりましたから評定はしないけど、今も言いましたように子ども自身が成長の振り返り、それからそういうものが見えていかなければなりませんし、更に意欲的に取り組もうとする評価が求められておるところです。実際、教科書を見てもらったら分かりますように、いわゆる道徳ノートとかを活用しながら評価をしていくという方法も一つです。ただし、ノートだけではありませんので、教師自身が授業の中で児童の発言をしっかり留めておくとか記録しておくとか、そういうものを中心に、ノートだけでは無理ですね。

中井委員

確かに発言した児童のその発言についてまた話し合っとかありますね。

西本教育長

例えば、道徳性の評価は中々できません。例えば、児童の正義・勇気。この児童の正義は強いとか。正義・勇気という勉強を通してこういうふうに変化が来たとか、こういう見方はできますが、家族愛、この児童は5とか4とかこういうのはしません。他、どうですか。

北口委員

こういうノートが付いていますけれども、低学年なんかは特にうまく自分が思っていることを表現して、余りできない子どもも多いと思うのですが、だから、評価されるときにこういうノートに書いていることとか、そういうのがかなり評価の比重があるのでしょうか。それと、その授業が上手くいくとか行かないとかは、その先生の質問の仕方や、その質問に対して子どもの答えをどうくみ取るとか、余り発言しない子どもでもそれなりに良い考えを持っている子どももいるだろうし、その辺の進め方は本当に大事だと思うのですが、その辺、こういう教科書を使って上手くいけるのがこの日文ということになったのでしょうか。

西本教育長

今回、別冊でいわゆる道徳ノートの類を付けているのが3社ありました。道徳ノート、私も本当に良い所と悪い所が、これやっぱり日頃から思っているところですけど、書くかです、道徳は話し合い活動、それから書くかでも当然あります。おっしゃったように、中々自分では手を挙げて言えない子どもも書いたらきちっと書ける子どもが当然いる訳で

す。反面、書くのは苦手、大嫌い、毎時間書かされるから大嫌い。こういう傾向もあります。だから活用の仕方だと思うのです。例えば、子どもの、これ1冊あったら、確かに子どもの成長の跡が良く分かります。成長の跡を確かめたりとか、子ども自身が今も言いましたように書くことによって自分の考えを深めたりとか、或いは教師にとって、それを集めて見ることによって、これは評価の資料と当然なります。若い先生は喜ぶと思います。ただ、反面、毎時間やったら、やっぱり教材の読み取りになりがちです。発問があつて書いていく、発問があつて書いていく、そうやってきたら授業がワンパターン化するという事です。今言いました書くことが苦手な子どもがいる。だから要は、35時間分皆入っているんですけど、これ毎時間使っていたら子ども大変です。だから今は、教師が道德ノートをいかに活用するかということになります。元々、この道德ノートなくても各学校の学級で作っているんです、大体。いわゆるワークシートというのを。それをファイルなんかしている学校もあるわけです。今回はあえて教科書にもう1冊入れてくれたというところがあります。だから良い所でもあるし、私としたら、もし日文になったら日文の会社から、いわゆる使用される先生方へと言う辺りの注意書きというのが絶対必要だと思います。他どうでしょうか。

石橋委員

ベテランの先生と若手の先生、やはり教える経験の違いというのがあります。どちらにせよ1つの教科になりますと1つの目標がありますから、最終的には若手もベテランも教えるところは一致している訳です。ところが道德というのは答えを出さない、考え方について学ぶ訳ですので、そこでベテランと若手の教員とに授業に質の差が出てこないような工夫がされているという教科書です。できるだけ吟味していただきたいというふうに考えます。

西本教育長

今も出ていますように、いわゆるベテランと若い教師、これ国語でも算数でも一緒です。40年やっている人は教科書いりません。頭の中に入っています。新人の先生は教科書があつて、指導書もなかったら困るんです。どう指導していったらいいのかわからない。これが現実です。だから教科書は、一般的に若い先生でも十分こなせるというのが原則です。そういう意味で、こんな資料を作ってきたのでちょっと見てもらえますか。最近、私もあちらこちらで喋っていますから、パワーポイントで整理した分の一部です。この「教材に先立ち・・・」をちょっと見てください。「雨のバスの停留所で」という4年生の教材です。8社とも全部扱っています。ただし、これだけ違います。まず、一番右の教科書を見ましょうか。まず、「社会のきまり」と、ここから入ります。「わたしたちのまわりには、さまざまなルールがあります。ルールは何のためにあるのでしょうか。」とくるんです。子どもがこれを見て「今日はルールか」となるわけです。「ルールは守らなくてはなりません」と答えたら先生はニコッと笑うところです。次見てください。「みんなが気持ちよく」「みんなが使う場所のきまりは、何のために・・・」これ小さい字で書いてあります。ここの教

科書の特徴は、資料の教材にあらずじが書いてあるんです。「先頭にならんだよし子がバスに乗ろうとしたとき、後ろからかたをつかまれました。お母さんの手でした。」、何をしたの、この子どもはとなります。あらずじが書いてあるということは、これは良いことだと思います。読み取りが中々しんどい子どもは。次、3つ目を見てください。「いつもとちがう母の顔」。これ、いつもと違うお母ちゃんの顔って、これはちょっと何のことやろうって、これは引き付けられますね。この時、いつもと違う母の顔ですから、社会のルールとか社会のきまりとかいう言葉は何にもないです。一番最後を見てください。「雨のバス停留所で」。これだけ。教材は皆一緒です。これだけ違います。だから例えば一番左の、私だったら絶対この教科書を使います。何も書いてないので。子どもに先入観を与えない。若い先生はこれだけでは困るんですよ。若い先生は、ある程度書いておいてくれた方が良いつてのが、右からの本からいったら若い先生が段々左の方になってくるでしょうね。これは協議会でもありました。協議会の調査員は、だいたいベテランの先生がやっていますから、ベテランからいうと一番左になってくるのです。だからといって石橋委員さんがおっしゃったように、これをやったら若い者は使いこなせません。それと同じように、教材の終わった後の質問も違ってきます。まず発問が2つあって、基本発問と中心発問。これを、全部発問を載せているところということは、若い先生は発問を考えなくてもいいんです。でも、道徳授業で一番大事なのは、教師がまずねらいに迫るために発問を自分で考えるんです。これが教材研究なんです。これも書いてあるんです。「だまったままのお母さんの横顔を見てよし子はどんなことを思ったのか。」これは、教材読み終わった後に子どもが見てしまうんです。このことを考えるのか。先生、このことを聞くのか。各教科書における発問例は、いわゆる中心発問と振り返るといのは、生活の中にはどんな決まりがあるのか。だから「中心発問と生活の振り返り」「基本発問及び中心発問と生活の振り返り」「生活の振り返りのみ」「発問なし」という会社もあるんです。だから一番左の教材、後ろの何にもなし。こういうのを皆が使えるようになったら教師も指導力量がだいぶアップというふうに思いますが、中々、今、大きな学校でしたら若い20代、30代の若手が担任です。ベテランは、教務主任や教頭になって指導をしています。だからおっしゃるように、ベテラン向きの教科書と若手向きの教科書、基本的にはやっぱり若手が使い易いところに落ち着くかなと思います。そういう面では右から2番目、日文です。

北口委員

右から2番目ですか。

西本教育長

それが日文です。

北口委員

ちなみに他はどこですか。

西本教育長

一番後ろが学研かな。これは教科書会社がどうのこうのと言うことじゃなくてね。

中井委員

読書嫌いの子どもは、ちょっとここで読んでみようかなって思いますよね。

西本教育長

いつも言っているのですが、今まで読む道徳だったからあかんかった。子どもは何を讀んでいたかっていえば教材を讀んでいた。それと教師の顔を、心を讀んでいた。こう答えたら先生が喜んでくれるだろう。その内発問まで讀まれて、最後になったら先生こんな答えを、賢い子は皆そうです。だから面白くないです。だから発問って「あれ～そう来るか」「ええ、そんなこと考えてないわ」。これを出さんことには子どもは乗ってきません。授業は発問次第です。だから、私は何も書いてないのがいいのです。子どもの実態を見ながら発問をしっかりと考える。ただ、発問がどの学校の子どもにも合うかというところでもないです。子どもの実態が違いますから。やっぱり自分で考える。そういう面では練られている深い発問だなというのは、これは協議会でも出ていました。日文の発問そのものが、結構深い発問が用意されているというのは専門委が報告しています。他どうでしょうか。

北口委員

今、アクティブ・ラーニングと言われていますが、子ども同士で議論したり、そういうシチュエーションというか、教科書の中でそういうのは工夫されていますか。

西本教育長

今、おっしゃったアクティブ・ラーニング、学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びとなっているのですが、例えば、日文、光文などは、教科書の巻頭にオリエンテーションを設けております。だいたいそれをやっているんです。例えば、日文が教材の前に導入の発問とかあらすじなんかも入れています。これでいわゆる主体的な学びですね、自分が関わっていきこうという。まずは教材に関わっていきこうというところがあります。それから今言いましたように主体的に課題を発見し、解決するためにあえて主題名を教材にしないようにしている会社もあります。2枚目の(3)の学研のところを見てください。主体的に課題を発見し、解決するために、あえて主題名を教材に付記しないようにしている。だから、先程ほとんどのところが今言う、きまりとかルールとか、家族とかいう主題名をあえて書いてないところもあるわけです。それはそれなりに子どもが、これ何を考えるんやろって向かっていく。だから両方考えられるってことです。他どうですか。質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から質疑が無いとの声あり)

西本教育長

これより採決をします。その前にちょっと整理をしておきます。ただ今の質問や協議の中で、若い先生方が確かに多いです。そういう先生でも十分使いこなせるというところですね。そういうところ、或いは各活動、いわゆるノートの書き込みによって子どもの成長の過程、或いは評価の資料にもなり得るというところから、今回は、日文の教科書ということで、議案第17号、平成30年度以降使用小学校「特別の教科 道徳」教科用図書の採択について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第17号は承認されました。
ここで10分間休憩をとります。

(休憩) 午後4時15分～午後4時25分

西本教育長

休憩前に引き続き会議を続けます。

日程第6、「議案第18号、相楽東部広域連合就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱」を議題とします。議案の提出理由及び説明を行います。

竹谷教育次長

議案第18号、相楽東部広域連合就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱。上記議案を提出する。平成29年8月28日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。就学援助の認定を受けている保護者が就労開始や転職又は世帯構成の変更(婚姻等)により生活状況が好転し、認定の取下げを申し出るときの取扱いを規定するとともに、認定に係る申請書及び所得調査等の同意書の様式を改正するものです。新旧対照表により説明させていただきます。左が新で右が旧です。朱書きの部分が変更箇所でございます。「就学援助の申請」を「就学援助費の申請」と、文言整理でございます。第5条の中でも「就学援助を受けようとする」を「就学援助費の支給を受けようとする」と、「就学援助費受給申請書」を「相楽東部広域連合就学援助費支給申請書」に文言を整理しております。第8条を追加しております。先程の提案理由にございましたように認定の取下げの申出ということでございます。「第8条 就学援助の認定を受けた保護者は、当該認定に係る就学援助費の支給を受ける事由が消滅したときは、速やかに相楽東部広域連合就学援助認定取下申出書(様式第2号)により、その旨を教育委員会に届け出なければならない。」「2 教育委員会は、前項の規定による届出があったときは、速やかに認定を取り消した旨を相楽東部広域連合就学援助認定取消通知書(様式第3号)により保護者に通知し、相楽東部広域連合就学援助認定取消報告書(様式第4号)により学校長に報告しなければならない。」

の箇所が今回追加したところでは、あと第8条を第9条とし、「前条」というのを「第7条及び前条」としております。第9条以下を1条ずつ繰り下げております。めくっていただきまして、様式第1号でございます。今使っておりますのは右の様式ですが、左の様式の2行目の最後に「調査することに同意します。」という表現を加えております。次のページ、今、同意書という様式を使っておりますが、この同意書という部分を様式の中に入れて、新たに様式に変更させていただいたということでございます。追加の様式が第2号様式と第3号様式、それぞれ認定の取下げの申出書と通知書、教育委員会宛と保護者宛の様式になっております。第4号様式が学校長宛になっております。以上です。よろしく申し上げます。

西本教育長

実際に取り下げの案件というのはありましたか。現状を報告してください。

竹谷教育次長

ございました。従来はこういった様式が無い状態でしたので、学校からの情報提供でもって処理しております。つまり学校から「就学援助を受けられている何々さんのお父さんが就職されたようです。或いはお母さんが再婚されました。」という情報をいただいて、それでもって支給をストップ、或いは払い過ぎの場合は還付という手続きをやっておりました。今後は、この改正案に基づいて、申請書や通知書、報告書により手続きをしていくということで、今回、提案させていただいた次第でございます。

西本教育長

現状は、支給申請も増えていますが、何とか自分でやっていけますからということで取り下げが去年、一昨年とありました。

北口委員

当然のことだと思うのですが、今までからこの同意書は取っていたのですね。

竹谷教育次長

はい。同意書をいただいて、所得や家族の状況を把握しておりました。

北口委員

実際の運用というか、処理の仕方は学校からの口頭の情報だけで処理されていたのか。文書的には、根拠資料みたいなものは何もしませんか。

竹谷教育次長

税の関係と住基の関係は、年に1回文書で3町村役場に照会させていただいて、状況を確認しており、学校の方からは情報収集という形で把握しております。

西本教育長

よろしいですか。それでは質問等がないようですので、これより採決をします。議案第18号、相楽東部広域連合就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第18号は承認されました。

続きまして日程第7、「議案第19号、相楽東部広域連合教育行政点検評価委員の委嘱について」を議題とします。議案の提出理由及び説明を行います。

竹谷教育次長

議案第19号、相楽東部広域連合教育行政点検評価委員の委嘱について。上記議案を提出する。平成29年8月28日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。相楽東部広域連合教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価実施要綱第4条の規定に基づき、委員の委嘱について、教育委員会の承認を求めるものです。評価委員さんの名簿一覧表でございます。3町村それぞれ1名を選出しております。笠置町の小林良光さん、和東町の中井雅文さん、南山城村の中下洋子さんです。それぞれ現在就任いただいております。中井さん、中下さんは3期目、小林さんが2期目として継続での提案となっております。よろしく願いいたします。

西本教育長

人事案件です。よろしいですか。

(各委員から質疑が無いとの声あり)

西本教育長

今回もこの3人の方をお願いしていくということで、これより採決をします。議案第19号、相楽東部広域連合教育行政点検評価委員の委嘱について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第19号は承認されました。

日程第8、「議案第20号、和東町史編さん委員会規則の制定について」及び「議案第2

1号、和東町史編集委員会規則の制定について」を一括して議題とします。議案の提出理由及び説明を行います。

竹谷教育次長

議案第20号と第21号、両議案の提出理由を申し上げます。議案第20号、和東町史編さん委員会規則の制定について。上記議案を提出する。平成29年8月28日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。和東町では、平成7年度に和東町史第1巻が刊行され、22年が経過しました。町内の自然環境、景観、人々の生活様式も変化する中、刊行後に発見された資料やこれまで蓄積した調査・研究の成果を踏まえ、新たに和東町史を編さんすることは、和東の自然や歴史、文化財、伝統文化等を見直し、これらを町民共有の財産とすることによって、和東町の活性化と今後の発展が大いに期待できます。ついては、新たに編さん事業を進めるにあたり、和東町史編さん委員会を設置し、和東町史編さんに関する基本計画、運営方針、その他重要な事項を審議するため、本規則を制定するものです。

議案第21号、和東町史編集委員会規則の制定について。上記議案を提出する。平成29年8月28日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。前段は編さん委員会規則の制定理由と同じです。ついては、新たに和東町史編集委員会を設置し、和東町史編さん委員会が企画立案した編さん事業を推進し、町史の編集を具体化するため、本規則を制定するものです。

中嶋生涯学習課長

議案第20号です。町史編さん委員会規則を制定するものです。教育委員会規則ということで、所掌事務としましては、和東町史編さん事業に係る基本的な計画、運営方針、あと編さんに関わる必要な資料の収集等に関することになろうかと思っております。組織ですが、委員会は委員5名以内をもって組織し、委員は、相楽東部広域連合長が委嘱するという形をとっております。任期につきましては、第4条で2年として再任を妨げないということで、町史編さん業務につきましては、5年以上掛ると考えておりますので、長期にわたる編さん事業についてご意見をいただくことになろうかと思っておりますので、再任規定を設けております。この編さん委員会の会議につきましては、年2回程度の事業計画とそれに関わっての報告を行うような会議を予定しているところでございます。この庶務につきましては、今後、設置を予定しております和東町史編さん室で事務局を持たせていただくということでございます。

議案第21号は、編さん委員会でご審議をいただき、基本的な方針を出されたものについて、その企画に沿って編さん業務を進めていただく委員さんを任命する等、行うための規則となっております。第1条は、設置条項ということで、和東町史編集委員会ということで委員会を置くということです。所掌事務については、第2条で、町史編さん委員会企画立案した編さん事業に関するということについて、調査・編集・執筆といった内容を行っていただく形になろうかと思っております。組織については、委員会は10人以内で組織するとい

うことで、必要に応じて委員さんを任命するというのは、これについては編さんの中身によりますが、それぞれの専門分野の学術的な先生にお願いする形になろうかと思っておりますので、10人以内と考えております。任期については、編集が終わるまでの期間ということで任期を事業が完了するまでという形をとっております。あと編集委員会には、委員長と副委員長を各1名置かせていただいて、委員長につきましては、先ほどの編さん委員会の委員の中に1名含まれるような形で参加していただくという形を考えております。以上、編さん委員会と編集委員会の規則の説明とさせていただきます。

西本教育長

和東町史の編さんに関しましては、本年度から具体的に進めております。まず、教育委員会内の検討委員会、これは事務局だけで検討委員会を作って、いわゆる規則の部分とか、計画期間等について協議しております。実際、5年間の計画ではちょっと無理だろうと聞いております。それから具体的に執筆云々になってきましたら、やっぱり大学の先生となってきますので、今、京都府立大学に依頼をしているところです。この議案ですが、編さん委員会は、どんな町史を作ろうか、こんな形をしたらどうかなど、いわゆる企画の元の部分を検討する委員会です。編集委員会は、これを具体的に、いわゆる専門家によって執筆作業をやってもらうこととなります。だから、編さん委員会は、学識経験者や行政機関の職員ということになりますが、編集になりましたらこれは専門です。いわゆる歴史学とか考古学とかそのような専門家をお願いするという形になります。この2つの規則を定めさせてもらって、これに基づいて両委員会を立ち上げていきたいということです。町史とか市史というのは、通常、10年以上の期間が必要で、もちもん予算もですが、大変です。ただ、モノだけを作るんじゃなくて、それで地域の掘り起こしとか、地域の活性化に繋がっていく、これがやっぱり大きなねらいにしていけないと、いわゆる町史ができて、それが積んであるだけではね。地域住民に活用してもらって、和東ってこんなすごい所でこんな時代があったんかと、それが過去から将来を見直す糧にしたいと思っております。近隣では、もちろん南山城村も数年前にできております。笠置町もそろそろという声も聞いております。今は和東町の思いを教育委員会が受けたということになっております。何かご質問等ございませんか。

(各委員からは特にないとの声あり。)

西本教育長

無いようですので、採決に移ります。採決は1件ごとに行います。

まず、議案第20号、和東町史編さん委員会規則の制定について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第20号は承認されました。

続きまして、議案第21号、和東町史編集委員会規則の制定について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第21号は承認されました。

日程9、その他です。1の諸報告は送付済みです。2の次期定例教育委員会の開催日程(案)について説明します。

竹谷教育次長

今回は、9月28日(木)午前10時から、笠置小学校で開催したいと思います。最初、会議を持たせていただきまして、途中、運動会直前ですので、全学年と一緒に練習している風景を授業参観できたらと思っております。その後、会議を挟んで給食試食会を計画させていただいております。給食代は250円です。よろしく願いいたします。

西本教育長

よろしいですか。

(各委員からよろしいとの声あり。)

西本教育長

お願いします。続いて、3の学校訪問等の計画(案)について説明します。

竹谷教育次長

10月の学校訪問は、定例教育委員会の会議を兼ねまして、南山城村文化会館で行われます笠置中学校、和東中学校の合唱交流会、これは中中連携事業ということで、鑑賞を挟みながら会議を計画させていただいております。よろしく願いいたします。

西本教育長

よろしいですか。

(各委員からよろしいとの声あり。)

西本教育長

また、生徒の素晴らしいハーモニーを期待したいと思います。

次、その他です。

竹谷教育次長

今年度の第1回総合教育会議ですが、日程は、8月31日（木）午後3時半から、場所は、体験交流センター会議室です。出席者は、教育長、教育委員の皆さんと私です。テーマにつきましては、この場でも出させていただきます、委員の皆さんからも直接お伺い等させていただきます。今回のテーマは、「教育課程の改訂に伴う連合教育の今後について」ということでございます。そして、その他で、「平成30年の成人式について」と「連合立学校用務員の任用形態・条件の見直しについて」ということです。

続きまして、平成29年度京都府内市町（組合）教育委員会研修会の日程が決まりました。11月2日（木）午後2時からです。京都府総合教育センターで、教育長と教育委員の皆さんが対象の研修でございます。正式な文書が参りましたら出席の確認をさせていただく予定です。日程の確保をよろしくお願いいたします。以上です。

西本教育長

総合教育会議ですが、大きな議題で学習指導要領の改訂という辺りを出しても中々首長には難しいところがあると思います。教育委員会としたら、学校がどういう教育課程で、どう変わっていくかという辺り、そのことを受けて3町村としてはどのような取組をしてもらいたいのかその辺りを、今度は反対に3町村の首長の方から学校教育に対して是非こんなことも取り組んでほしいというのがあったら、聞かせてもらえたらいいなと思っています。成人式は、日程や場所の協議、やまなみでよろしいですかという問題ではありませんので、報告するだけです。

この資料には無いのですが、別件ですが、南山城村のお茶っぴクラブ、これは村の総合型地域スポーツクラブで日頃から南山城村のスポーツ活動に力を入れてくれているクラブです。ちなみに駅伝、インドアホッケーや健康体操など色んな地域に根付いた取組をやってくれているのですが、今回、村民ハイキングで宮津市の方に出かけるそうで、名義使用の申請、いわゆる後援申請が来ております。これについては特別だということですが、趣旨から言って生涯スポーツクラブのことですから、教育委員会としても後援をしていきたいと思っていますのでご了解をしておいてください。他よろしいですか。

以上をもちまして、第5回定例教育委員会を終わります。ありがとうございました。

〈午後4時55分閉会〉

— 了 —